ククレブ・アドバイザーズ株式会社
（証券コード：276A）

第８回　定時株主総会　招集ご通知

日時

2026年11月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前９時30分）

場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲「Room２・３」

目次

定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

議決権行使期限

2026年11月26日（木曜日）午後５時30分まで

CREで、企業を強くする。
CCReB
COMPACT CRE FOR RE BORN

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、当社第８回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

2026年8月期は、売上高70億２千万円、当期純利益7億４千万円と、いずれも過去最高となる増収増益を達成し、中期経営計画の初年度目標を上回りました。

当社は、企業が保有する工場・研究開発施設・物流施設などの企業不動産（CRE）のうち、大手不動産会社が効率性の観点から扱いにくい20億円以下のコンパクトなCREに対し、不動産テックを活用した効率的かつ収益性の高いソリューションを提供しております。資本コストや株価を意識した経営を求める東京証券取引所の要請を背景に、遊休不動産の売却を含む企業のCRE戦略への取組みは加速し、全国の産業集積地を中心に、案件パイプラインは継続的に積み上がっております。

これを踏まえ、2027年８月期は、売上高110億円（前期比1.6倍）、当期純利益14億円（同1.9倍）を計画し、１株当たり50円の配当を予想しております。

当社は、「CREプラットフォーマー」としての地位確立に向け、新たな企業タグライン「CREで、企業を強くする。」を掲げ、独自のビジネスモデルを一段と進化させてまいります。
その成長を支える体制として、取締役会において監査等委員会設置会社への移行方針を決定し、女性社外取締役の選任とあわせて本総会にお諮りいたします。

新体制のもと、ガバナンスの質を高めながら成長投資を加速し、持続的な企業価値の向上により株主の皆様のご期待に応えてまいります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2026年11月



代表取締役

宮寺之裕

証券コード　276A
2026年11月12日
（電子提供措置の開始日　2026年11月5日）

株　主　各　位

東京都中央区八重洲一丁目6番1号
ククレブ・アドバイザーズ株式会社
代表取締役　**宮　寺　之　裕**

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第８回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト（https://ccreb.jp/ir/meeting/）
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法についてのご案内」をご参考のうえ、2026年11月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時	2026年11月27日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）
2. 場　　所	東京都中央区八重洲一丁目３番７号 八重洲ファーストフィナンシャルビル３階 ベルサール八重洲「Room２・３」
3. 目的事項	報告事項　1. 第８期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第８期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第７号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件
4．招集にあたっての決定事項	(1)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 (2)書面とインターネットにより二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (3)インターネットによって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項のうち、以下の事項に関しましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

・事業報告の業務の適正を確保するための体制等の決議の内容
・事業報告の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載されている各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

1 株主総会へのご出席

株主総会開催日時

2026年11月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付へご提出ください。

2 書面による議決権行使

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後５時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

3 インターネットによる議決権行使

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後５時30分

詳細につきましては　６ページをご参照ください。

議案に対する賛否をご入力ください。

書面による議決権行使のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

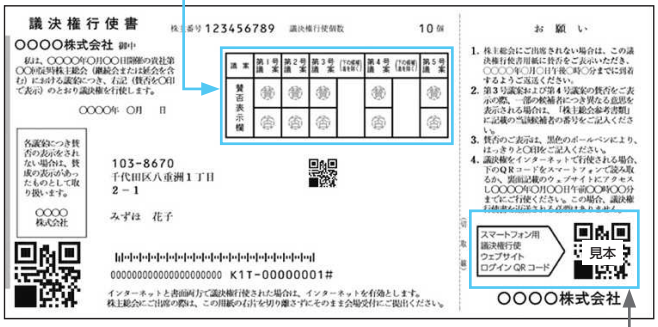
第１，２，５，６，７号議案

- 賛成の場合　⇒「賛」の欄に○印
- 反対の場合　⇒「否」の欄に○印

第３，４号議案

- 全員賛成の場合 ⇒「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 ⇒「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合
 ⇒「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、株主総会参考書類の当該候補者の番号をご記入ください。

議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。



スマートフォン等での議決権行使用のQRコード®が記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

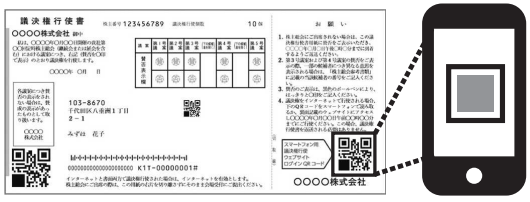
議決権行使期限　2026年11月26日（木曜日）午後５時30分まで

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

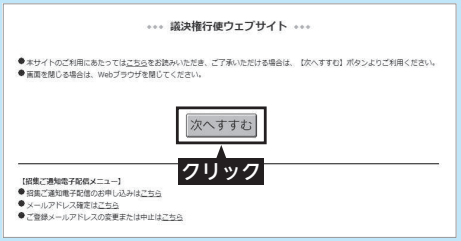
「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524（年末年始を除く９：00～21：00）

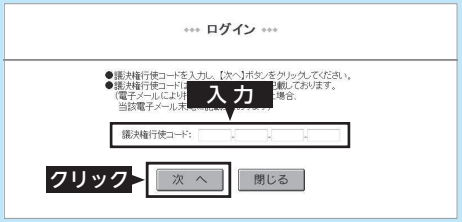
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



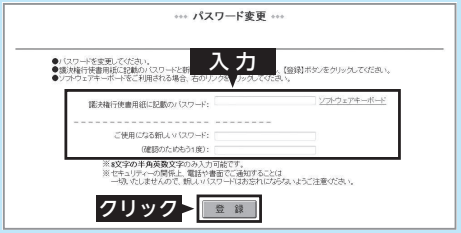
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「次へ」**をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「登録」**をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けており、事業資金への活用、内部留保の充実を最優先とし、株主利益の最大化と内部留保のバランスを図りながら、当期の業績や財務状況、事業環境等を総合的に勘案し、配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおり１株につき30円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金30円　総額154,479,690円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年11月30日

第２号議案　定款一部変更の件

（1）提案の理由

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有すること等により、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとし、これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除その他所要の変更を行うものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更箇所を示しております）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　＜条文省略＞	第１条～第３条　＜現行どおり＞
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	１．取締役会 ２．監査等委員会 ３．会計監査人
第５条　＜条文省略＞	第５条　＜現行どおり＞
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第１１条　＜条文省略＞	第６条～第１１条　＜現行どおり＞
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１２条～第１７条　＜条文省略＞	第１２条～第１７条　＜現行どおり＞
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数及び選任）	（員数及び選任）
第１８条　当会社の取締役は９名以内とする。	第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、９名以内とする。
＜新　設＞	２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
＜新　設＞	３　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２　取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。	４　取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
３　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。	５　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（任期） 第１９条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第１９条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
＜新　設＞	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	３　任期満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として、又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
＜新　設＞	４　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第２０条　　取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第２０条　　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、取締役社長を１名置き、取締役会長１名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長を１名選定し、取締役会長１名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
第２１条　＜条文省略＞	第２１条　＜現行どおり＞
（取締役会の招集通知） 第２２条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第２２条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
第２３条～第２４条　＜条文省略＞	第２３条～第２４条　＜現行どおり＞
（取締役に対する報酬等） 第２５条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	（取締役に対する報酬等） 第２５条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

現　行　定　款	変　更　案
第２６条　＜条文省略＞	第２６条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（重要な業務執行の決定の委任） 第２７条　　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役の員数） 第２７条　　当会社の監査役は、５名以内とする。	＜削　除＞
（監査役の選任） 第２８条　　監査役は、株主総会においてこれを選任する。 ２　監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。	＜削　除＞
（監査役の任期） 第２９条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削　除＞
（常勤監査役） 第３０条　　監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第２８条　　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集） 第３１条　　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ２　監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。	（監査等委員会の招集通知） 第２９条　　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
（監査役会の決議） 第３２条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	（監査等委員会の決議方法） 第３０条　　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会規程） 第３３条　　監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 （監査役に対する報酬等） 第３４条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 （監査役の責任免除） 第３５条　　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査等委員会規程） 第３１条　　監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 ＜削　除＞ ＜削　除＞
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第３６条～第３７条　＜条文省略＞	第３２条～第３３条　＜現行どおり＞
（会計監査人の報酬等） 第３８条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。	（会計監査人の報酬等） 第３４条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。
第３９条　＜条文省略＞	第３５条　＜現行どおり＞
第７章　計算	第７章　計算
第４０条～第４３条　＜条文省略＞	第３６条～第３９条　＜現行どおり＞
第８章　附則	第８章　附則
第１条　＜条文省略＞	第１条　＜現行どおり＞
＜新　設＞	（監査役の責任免除等に関する経過措置） 第２条　　当会社は、2026年11月27日開催の定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　2026年11月27日開催の定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（４名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	宮寺之裕（みやでらゆきひろ）（満50歳） 再任	代表取締役	100% (24/24回)
2	小室仁（こむろじん）（満41歳） 再任	取締役常務執行役員 営業本部長	100% (24/24回)
3	玉川和信（たまがわかずのぶ）（満51歳） 再任	取締役執行役員 コーポレート本部長	100% (24/24回)
4	髙橋崇晃（たかはしたかあき）（満45歳） 再任 社外	社外取締役	100% (24/24回)
5	朴信姫（ぼくしんき）（満51歳） 新任 社外	―	―% (―/―回)

候補者番号 1

宮寺之裕（みやでら ゆきひろ）

（1976年３月10日生）　再任



所有する当社の株式数
1,805,271株

取締役在任期間
７年

取締役会出席回数
24回／24回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 ４月	興銀リース株式会社（現みずほリース株式会社）入社
2002年 10月	株式会社国土評価研究所　入社
2006年 ３月	森トラスト株式会社　入社
2007年 ２月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（現株式会社KJRマネジメント）入社
2014年 ８月	三井不動産株式会社　入社
2016年 １月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（現株式会社KJRマネジメント）入社
2016年 10月	同社　アクイジション本部投資第二部長
2019年 ７月	当社設立　代表取締役（現任）
2021年 10月	ククレブ・マーケティング株式会社　代表取締役（現任）
2023年 ２月	各務原プロパティ株式会社　代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社の創業者であり、代表取締役として、CREに関する事業を推進するとともに、事業規模の拡大を図ってまいりました。当社の持続的な成長のために、同氏が引き続き代表取締役として経営の指揮を執ることが最適であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

小室（こむろ） 仁（じん）　（1984年12月３日生）　再任



所有する当社の株式数
68,637株

取締役在任期間
５年

取締役会出席回数
24回／24回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2009年 ４月　東急不動産株式会社　入社
2012年 ６月　三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（現株式会社KJRマネジメント）入社
2020年 ９月　当社　入社　執行役員経営企画本部長
2021年10月　当社　取締役執行役員経営企画本部長
2022年 ９月　ククレブ・マーケティング株式会社　取締役（現任）
2023年 ９月　各務原プロパティ株式会社　取締役（現任）
2023年 ９月　当社　取締役常務執行役員営業本部長兼戦略企画室長
2024年12月　当社　取締役常務執行役員営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

2020年９月に当社に入社し、営業、経営企画を中心に携わり、ビジネスモデルの確立、中長期の経営戦略の立案など当社事業規模の拡大に欠かせない活躍を果たしてまいりました。現在は営業本部長として、CRE戦略の提案を通じた事業規模の拡大を進めるなど、適切に職務を遂行しております。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

玉川 和信（たまがわ かずのぶ）

（1975年９月18日生）　再任



所有する当社の株式数
28,000株

取締役在任期間
３年

取締役会出席回数
24回／24回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年 １月	中谷司法書士事務所　入所
2002年 ４月	玉川司法書士事務所　開業
2007年 ２月	株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ（現みずほリアルティOne株式会社）入社
2017年12月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（現株式会社KJRマネジメント）入社
2019年 ８月	みずほリアルティOne株式会社　入社
	みずほリートマネジメント株式会社　出向
2022年 ３月	当社　入社　コンプライアンス室長
2022年 ７月	当社　コーポレート本部副本部長
2023年 ９月	当社　執行役員　コーポレート本部副本部長
2023年11月	当社　取締役執行役員　コーポレート本部長
2024年12月	当社　取締役執行役員　コーポレート本部長兼広報・IR室長
2025年11月	当社　取締役執行役員　コーポレート本部長（現任）

取締役候補者とした理由

2022年に当社に入社し、現在は当社取締役執行役員として、財務・経理・法務コンプライアンス・総務等の経営管理業務全般を担当しております。当社の内部管理体制の構築、強化への取組みを進めていくなど、当社上場の実現に欠かせない活躍を果たしてまいりました。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

髙橋 崇晃（たかはし たかあき）　（1981年5月28日生）　再任　社外



所有する当社の株式数
0株

取締役在任期間
3年

取締役会出席回数
24回／24回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2006年 4月　株式会社リクルートコスモス（現株式会社コスモスイニシア）入社
2011年 2月　ヒューリック株式会社　入社
2016年 1月　株式会社アズーム　取締役
2018年11月　同社　代表取締役副社長
2022年 2月　株式会社KNEAD設立　代表取締役（現任）
2023年 4月　合同会社ブリティッシュ・ビンテージプラス　代表社員（現株式会社カタパット　代表取締役）（現任）
2023年 9月　当社　社外取締役（現任）
2023年12月　株式会社SIRE　社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

不動産業界における豊富な知識や経験及びファイナンスに関する知識に加え、上場企業の代表取締役副社長として経営管理業務全般を管掌してきた経験を有しております。これらの経験及び知見を活かし、独立した立場から当社の経営全般に対する監督・助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

朴（ぼく） 信姫（しんき）

（1975年10月６日生）　新任　社外



所有する当社の株式数

０株

取締役在任期間

―

取締役会出席回数

―回／―回（―%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）　入所
2002年10月	スターバックス コーヒー ジャパン株式会社　入社
2011年12月	株式会社ファーストリテイリング　入社
2015年 ８月	有限責任監査法人トーマツ　入所
2016年 ９月	デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社（現合同会社デロイト トーマツ）　転籍
2017年10月	株式会社ミスミグループ本社　入社
2024年 ７月	朴信姫公認会計士事務所　開業（現任）
2025年 ８月	株式会社リクリエ　入社　CFO
2026年 ２月	同社　CFO兼CHRO

社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての専門的な知識に加え、財務・経理、経営管理、内部監査・内部統制及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い識見を有しております。これらの知見を活かし、当社の成長戦略やコーポレート・ガバナンスの強化に向け、独立した立場から経営全般に対する監督・助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．玉川和信氏は当社から資金の貸付を受けております。その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．髙橋崇晃氏及び朴信姫氏は社外取締役候補者であります。
３．髙橋崇晃氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって３年２か月です。
４．当社は、取締役候補者髙橋崇晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、朴信姫氏が選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
５．当社は、髙橋崇晃氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、朴信姫氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。
６．髙橋崇晃氏には、不動産業界における豊富な知識・経験及び企業経営の経験を活かし、業務執行者から独立した客観的・中立的な立場から、当社の経営全般に対する監督・助言を行っていただくことを期待しております。
７．朴信姫氏には、公認会計士としての専門的な知識及び経営管理に関する豊富な経験を活かし、業務執行者から独立した客観的・中立的な立場から、財務・会計及び経営管理を中心に当社の経営全般に対する監督・助言を行っていただくことを期待しております。
８．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
９．代表取締役宮寺之裕氏の所有株式数は、同氏が議決権の過半数を保有するTMTホールディングス株式会社及び合同会社ティー・エム・ティーが保有する株式数も含んでおります。
10．所有する当社の株式数については、当事業年度末時点の数を記載しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員（３名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	岡崎（おかざき） 茂一（しげかず） （満66歳） 新任 社外	社外監査役（常勤）	100% (24/24回)
2	川口（かわぐち） 幸作（こうさく） （満46歳） 新任 社外	社外監査役	100% (24/24回)
3	鈴木（すずき） 雅也（まさや） （満48歳） 新任 社外	社外監査役	100% (24/24回)

候補者番号 1



所有する当社の株式数
15,000株

取締役・監査役在任期間
4年

取締役会出席回数
24回／24回（100%）

岡崎 茂一（おかざき しげかず）

（1960年9月3日生）　新任　社外

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月　野村不動産株式会社　入社
1999年 4月　野村ファイナンス株式会社　出向
2004年12月　野村不動産株式会社　事業開発二部副部長　就任
2006年10月　野村不動産投信株式会社（現野村不動産投資顧問株式会社）　出向
2011年 4月　NREG東芝不動産株式会社（現野村不動産株式会社）　出向
2018年 4月　野村不動産株式会社　帰任
2022年 7月　当社　社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

長年にわたり不動産業界に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2022年7月の当社社外監査役就任以降、常勤監査役として当社の経営を監査してまいりました。これらの経験及び知見を活かし、監査等委員である社外取締役として、当社の経営の監督及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の経験及び知見から、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者番号 2

川口幸作（かわぐち こうさく）

（1980年7月14日生）　新任　社外



所有する当社の株式数
0株

取締役・監査役在任期間
4年

取締役会出席回数
24回／24回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年 9月	弁護士登録
	弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所　入所（現任）
2018年11月	株式会社div　監査役
2022年 6月	ログリー株式会社　取締役監査等委員（現任）
2022年11月	当社　社外監査役（現任）
2023年 6月	ジェイファーマ株式会社　社外監査役
2023年10月	同社　取締役監査等委員（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

弁護士として高度な専門的知識と豊富な経験を有するとともに、企業経営の監督及び監査に関する経験を有しております。また、2022年11月の当社社外監査役就任以降、法律の専門家として客観的かつ中立的な立場から当社の経営を監査してまいりました。これらの経験及び知見を活かし、監査等委員である社外取締役として、当社の経営の監督及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の経験及び知見から、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者番号 3



所有する当社の株式数
0株

取締役・監査役在任期間
4年

取締役会出席回数
24回／24回（100%）

鈴木（すずき） 雅也（まさや）　（1978年3月16日生）　新任　社外

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年10月　監査法人太田昭和センチュリー
（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2004年 4月　公認会計士登録
2019年11月　鈴木雅也公認会計士事務所　開業（現任）
2020年12月　株式会社コアコンセプト・テクノロジー　社外監査役
2021年 3月　株式会社コアコンセプト・テクノロジー　取締役監査等委員（現任）
2022年11月　当社　社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

公認会計士として会計及び財務に関する高度な専門性と豊富な経験を有するとともに、企業経営の監督及び監査に関する経験を有しております。また、2022年11月の当社社外監査役就任以降、その専門的知見を活かし、客観的かつ中立的な立場から当社の経営を監査してまいりました。これらの経験及び知見を活かし、監査等委員である社外取締役として、当社の経営の監督及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の経験及び知見から、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．岡崎茂一氏、川口幸作氏及び鈴木雅也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3．岡崎茂一氏、川口幸作氏及び鈴木雅也氏は、現在、当社の社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決され、各氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4．当社は、岡崎茂一氏、川口幸作氏及び鈴木雅也氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、各氏との間で改めて同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となります。
5．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案どおり承認可決され、各氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
6．岡崎茂一氏には、長年にわたる不動産業界での豊富な経験及び幅広い知見を活かし、業務執行者から独立した客観的・中立的な立場から、当社の経営全般に対する監督・助言を行っていただくことを期待しております。
7．川口幸作氏には、弁護士としての高度な専門的知識及び豊富な経験を活かし、業務執行者から独立した客観的・中立的な立場から、法務・コンプライアンスを中心に当社の経営全般に対する監督・助言を行っていただくことを期待しております。
8．鈴木雅也氏には、公認会計士としての会計及び財務に関する高度な専門性及び豊富な経験を活かし、業務執行者から独立した客観的・中立的な立場から、財務・会計を中心に当社の経営全般に対する監督・助言を行っていただくことを期待しております。
9．取締役・監査役在任期間は、本総会終結の時における監査役としての在任年数を記載しております。
10．所有する当社の株式数については、当事業年度末時点の数を記載しております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2023年11月24日開催の第５回定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は役員の報酬等において一定の指標等を用いて支給される業績連動報酬制度は採用しておりません。

本議案に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位及び職責に応じた当社への業績貢献度合い、在任年数、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定することとしております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、その職務における独立性を考慮して月例の固定報酬のみとし、職責と責任及び他社水準等を勘案して決定することとしております。

本議案の内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、５名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2023年11月24日開催の第５回定時株主総会において、年額200百万円以内とすること、また、2025年11月27日開催の第７回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、金銭報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額を年額50百万円以内、発行又は処分する普通株式の総数は年15,000株以内とすることについてご承認いただいております。

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度を改定し、改めて譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。対象取締役に対する中長期的なインセンティブをより一層高め、当社の企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を更に促進する観点から、譲渡制限付株式の付与のための報酬額の上限を、従前の年額50百万円以内から年額100百万円以内に増額することといたしたいと存じます。なお、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数の上限については、従前どおり年15,000株以内とし、変更はありません。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、又は②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いする年額200百万円以内の報酬枠とは別枠として、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたします。この場合、対象取締役に対して支給する１株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式１株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

この場合における１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会への諮問を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる対象取締役は３名となります。

また、本議案に基づく対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、対象取締役の職責、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定しております。また、譲渡制限付株式の付与のための報酬額の上限を従前の年額50百万円以内から年額100百万円以内に増額することについては、対象取締役に対する当社の企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブをより一層高めるとともに、株主の皆様との価値共有を更に促進する観点から必要かつ相当なものであると判断しております。

なお、本議案の内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針に沿う内容となっております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

【本割当契約の内容の概要】
（1）譲渡制限期間
対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
（2）退任又は退職時の取扱い
対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
（3）譲渡制限の解除
当社は、役務提供期間中、継続して、対象取締役が、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合、又は②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
（4）組織再編等における取扱い
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
（5）その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当社は、「全ての企業不動産へのソリューションを通じて、日本の経済・産業に貢献する。」を企業理念に掲げ、企業の経営課題に紐づくCREに関する多種多様なニーズに対し、独自の不動産テックシステムを活用しながら、様々なソリューションを提供するCREソリューション事業を展開しております。

当社グループの事業ドメインであるCRE（Corporate Real Estate＝企業不動産）市場は、民間企業が保有する不動産総額は約524兆円（注１）とされ、膨大なストックが存在するとともに、所有する企業においては経営状況や財務状況等の様々な要因から所有不動産に関する多様なニーズを有しております。

足元では、2023年3月に株式会社東京証券取引所より「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」が公表されて以降、上場企業の資本効率に対する意識が高まっております。実際に、各社の中期経営計画において「資本・資産効率改善」に関するワードを言及している企業数（注２）も東証要請前の約40％から直近では約92％と急激に拡大している状況です。一方で、取組みに関する方針や目標の開示に留まる企業も少なくない中、2026年４月には東証より要請内容のアップデートが公表され、具体的な施策の実行や成果創出の重要性がより一層強調されております。また、2026年7月のコーポレートガバナンス・コード改訂においても、資本効率や企業価値向上に向けた取組みの実効性がより重視される方向性が示されております。更に、国内企業の株主総会におけるアクティビスト提案議案も近年増えており、企業の保有不動産に着目した事例も目立ってきております。このような状況を背景に、CRE戦略は企業不動産を経営資源として戦略的に活用し、資本効率向上や企業価値向上の実現に向けた重要な経営施策として認識されつつあるものと考えております。

このような事業環境のもと、当社は企業が保有する不動産の中でも、工場、研究開発施設や物流施設などの産業用不動産に着目し、情報が少なく、大手不動産会社が効率性の観点から扱いにくいとされる20億円以下のコンパクトサイズの企業不動産に対して、様々なソリューションを提供し、不動産テックシステムを活用することで効率的かつ収益性の高いビジネスを展開しております。マーケットでの独自のポジショニングを展開する中、企業のCRE戦略へのニーズの高さや上場による認知度向上などの要因も相まって、全国の産業集積地を中心にCRE関連の案件パイプラインが継続的に積み上がっております。また不動産テックシステムについては、ユーザーの利便性向上に向けた施策を継続的に実施しております。

当社は2025年10月14日付で、2026年度から2028年度を対象とした中期経営計画“A Tech-Driven Platform Strategy”を策定いたしました。本中期経営計画では、CREマーケットにおける「プラットフォーマー」としての地位を確固たるものにする３か年として位置づけており、2028年度には売上高120億円の達成を目指しております。

中期経営計画初年度となる当連結会計年度においては、世界情勢や金利上昇等外部環境の激しい変化の中、売上高・利益目標を全て達成いたしました。なお、引き続き、資本効率向上・拠点再編などのCREニーズを背景とした投資機会（パイプライン）は順調に増加しており、当社はこれらの機会を着実に捕捉し、中期経営計画の早期達成を目指していきたいと考えております。

当連結会計年度においては、販売用不動産の売却に伴うバランスシートを活用した不動産投資案件の売上計上、マッチングシステムを活用した不動産仲介やCREアドバイザリー案件の受注、不動産テックシステムのサブスクリプションサービスの新規受注などにより、CREソリューションビジネスの売上は6,823,574千円（前期比 186.2%増加）、不動産テックビジネスの売上は196,922千円（前期比 15.0%増加）を計上しました。
2027年８月期以降、収益構造の透明性をさらに高めていくことを目的として、既存の「CREソリューションビジネス」と「不動産テックビジネス」の区分を、「ストック収入」と「フロー収入」に収益構造を分解し、開示していくこととしております。「ストック収入」は、主に契約の継続又は資産の運用・管理・保有等に基づき、一定期間にわたり継続的・反復的に発生する収入（アセットマネジメント報酬、プロジェクトマネジメント報酬、賃貸収入、不動産テックシステムのサブスクリプション収入など）とし、「フロー収入」は主に個別の案件・取引の成立・実行等を契機として発生する収入（B/S活用投資の売却収入、仲介手数料、一時点で発生するアドバイザリー報酬など）と分類しております。当連結会計年度における売上について、上記区分で分解した場合、ストック収入は696,039千円（9.9%）、フロー収入は6,324,457千円（90.1%）となります。

重要KPIとして設定しているマッチングシステムに関しては、地方銀行などの金融機関を中心に営業活動を進めている中、「情報登録数」は8,941件（前期末比 30.2%増加）となり、当社の潜在案件数は順調に増加しております。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、以下のとおりとなりました。

売上高	7,020,497千円（前連結会計年度比174.8%増）
営業利益	1,144,376千円（前連結会計年度比86.7%増）
経常利益	1,057,648千円（前連結会計年度比76.7%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	743,258千円（前連結会計年度比66.8%増）

（注）１．国土交通省「法人土地・建物基本調査（2018年）」により当社集計。
２．東証要請前：2022年4月1日～2023年3月31日、直近1年：2025年6月1日～2026年5月31日とし、当該期間に中期経営計画を公表している企業において、資本・資産効率改善に関するワードを言及している企業数を当社集計。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は、2,310,907千円（無形固定資産への投資を含む）であります。有形固定資産への投資のうち、その主なものは、当社において賃貸用不動産として土地及び建物を取得したものであります。なお、当連結会計年度中に取得した賃貸用不動産の一部については、販売用不動産へ振り替えております。

無形固定資産への投資のうち、その主なものは、「CCReB CREMa」等の不動産テックシステムの開発費用であります。

(3) 資金調達の状況

2025年11月21日に、一般募集及び第三者割当増資により、総額2,414百万円の資金調達を行いました。

また、当連結会計年度において、固定資産及び販売用不動産の取得資金等として、金融機関からの借入れによる資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 中期経営計画の達成に向けた取組み

当社は2025年10月14日付で、2028年８月期までの中期経営計画を策定しており、当該計画の実現が優先的に対処すべき課題であると認識しております。当該計画の概要は以下のとおりであります。

2026年８月期から2028年８月期を対象とした中期経営計画“A Tech-Driven Platform Strategy”を策定し、不動産テックを起点としたCREソリューションの高い質と成長性を通じたビジネス展開の加速により、CREマーケットにおける「プラットフォーマー」としての地位を確固たるものにする３か年として位置づけ、2028年８月期には売上高120億円、営業利益32億円、当期純利益20億円の達成を目指しております。

中期経営計画においては、CREソリューションビジネスについて、(1) 戦略的アライアンス、(2) それぞれのサービスの更なる強化、(3) CRE×M&Aという３つの成長戦略を策定し、推進してまいります。

(1) 戦略的アライアンス

各事業会社・金融機関が有する専門性や地域ネットワークと、当社のCREプラットフォーム機能を掛け合わせることで、エリア特性やアセット特性に応じた最適なソリューション提供体制を構築しております。各パートナーとの連携においては案件紹介にとどまらず、共同投資やブリッジ機能の活用、テック領域での協業、人材交流など、多面的な取組みを展開しております。これらの事業・エリア起点のアライアンス強化を通じて、日本国内の産業用不動産への対応力を高め、持続的な成長基盤の確立を目指してまいります。

(2) それぞれのサービスの更なる強化

不動産テックを起点とするCREソリューションの展開は不変としつつ、資本効率向上・サプライチェーン再構築などのCRE対応ニーズの高まりを背景に、CCReB CREMaのマッチングシステムにおける情報登録数を拡大し、CREマーケットにおいて増加する投資機会、案件パイプラインを継続的に捕捉していくことで事業成長を推進してまいります。

B/S活用投資 CREファンド組成	資本効率向上・サプライチェーン再構築などのCRE対応 ニーズの高まりを背景に、CREマーケットにおいて増加する投資機会を継続的に捕捉
プロジェクトマネジメント	物流開発プロジェクトや危険物倉庫の建築に積極的に関与
CREアドバイザリー	コンサルティング型のアドバイザリーを強化
不動産仲介	マッチング情報からの仲介件数の増加
マスターリース	危険物倉庫(HAZMAT倉庫)を皮切りにマスターリースの対象になるアセットの探索

(3) CRE×M&A

不動産M&A案件、不動産テック企業M&Aを通じて、インオーガニックな成長実現を目指してまいります。

CREソリューションビジネスでは、産業用不動産の資産価値を引き出すことを目的に、企業価値20億円規模の中堅・中小企業を中心にCREの潜在価値を見極め、CREアドバイザリーおよびB/S活用投資を組み合わせることで価値を最大化させるM&Aを目指してまいります。不動産テックビジネスでは、不動産テック関連企業とのM&A・資本提携を推進し、プロダクト間シナジーの創出やエンジニア確保を通じて技術基盤を強化、アライアンス先の販路活用によるユーザー拡大や、地方銀行向けサービスに強みを持つパートナーとの連携により、不動産テックビジネスの拡大を加速させるM&Aを目指してまいります。

中期経営計画の初年度となる2026年８月期は、以下のとおり、いずれの指標も上回って達成しました。2027年８月期においても、中期経営計画の目標値を上回る計画を立てております。

	初年度実績 (2026年8月期)	2年目計画 (2027年8月期)	3年目計画 (2028年8月期)
売上高	70.2億円（47億円）	110.0億円（77億円）	120.0億円
営業利益	11.4億円（11億円）	22.0億円（20億円）	32.0億円
親会社株主に帰属する当期純利益	7.4億円　（7億円）	14.0億円（13億円）	20.8億円

（注）括弧内の数値は中期経営計画における計画値です。括弧外の数値は、2026年8月期は実績値、2027年8月期は当社の計画値です。

② 人材の採用と育成による組織体制の強化

当社グループがさらなる事業拡大を図り、変化する事業環境に柔軟に対応し、当社グループの強みとなる企業に対して付加価値のあるCREソリューションを提供していくには、優秀な人材の確保が課題であると認識しております。

中期経営計画において、中長期の持続的な成長を支える採用基盤、組織環境の強化に向けて、本店移転による採用競争力の強化を図るとともに、2028年8月期末までに従業員数30名体制を目指し、さまざまな採用基盤を通じて採用活動を進めてまいります。また、CREプラットフォーマーの実現に向けて、採用社員、既存社員の育成を始めとして、従業員向け譲渡制限付株式報酬制度の導入により中長期的な企業価値向上への意識を醸成するなど、人的資本戦略を推進してまいります。

③ 財務基盤及び資金調達力の強化

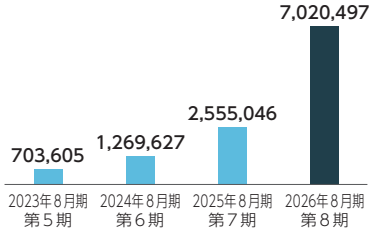
企業に対するCREソリューションの提供にあたっては、当該企業が所有する不動産を当社で取得することが顧客にとって最適解となる場合があり、今後、企業不動産への投資が増加していくことが見込まれることから、金融機関からの機動的かつ柔軟な資金調達体制を構築することが課題であると認識しております。このため、メガバンクとの取引を進めるとともに、CREの所在する地域の金融機関を中心に取引を拡大し、資金需要に対応するレンダーフォーメーションを構築することで、財務基盤及び資金調達力の強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

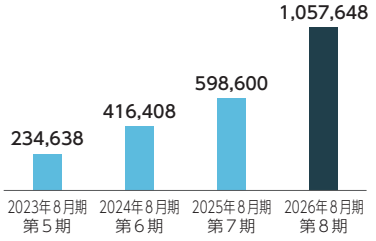
①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	2023年８月期 第５期	2024年８月期 第６期	2025年８月期 第７期	2026年８月期 第８期
売上高（千円）	703,605	1,269,627	2,555,046	7,020,497
経常利益（千円）	234,638	416,408	598,600	1,057,648
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	163,356	288,477	445,709	743,258
１株当たり当期純利益（円）	47.80	84.29	110.46	151.86
総資産（千円）	1,010,252	1,511,615	3,791,752	7,270,177
純資産（千円）	716,235	972,763	2,095,545	5,302,679
１株当たり純資産（円）	208.92	283.68	489.72	1,029.61

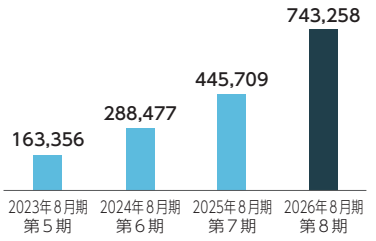
■ 売上高（千円）



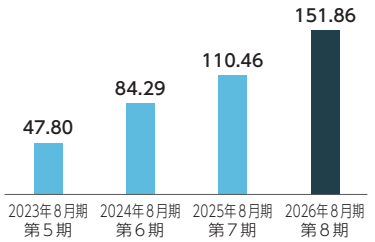
■ 経常利益（千円）



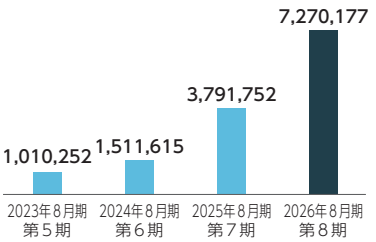
■ 親会社株主に帰属する当期純利益（千円）



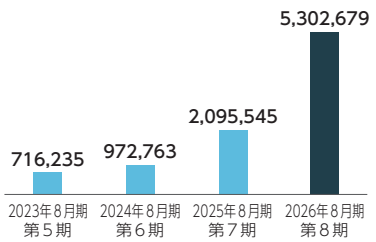
■ １株当たり当期純利益（円）



■ 総資産（千円）



■ 純資産（千円）



②当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	2023年８月期 第５期	2024年８月期 第６期	2025年８月期 第７期	2026年８月期 第８期
売上高（千円）	627,621	1,121,717	2,447,811	6,917,729
経常利益（千円）	187,051	395,560	594,605	1,059,261
当期純利益（千円）	133,625	267,851	443,406	746,232
１株当たり当期純利益（円）	39.10	78.27	109.89	152.47
総資産（千円）	821,475	1,435,440	3,718,477	7,205,813
純資産（千円）	680,413	916,315	2,036,795	5,246,903
１株当たり純資産（円）	198.45	267.19	475.98	1,018.78

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ククレブ・マーケティング株式会社	5,000 千円	100.0 %	不動産テック
各務原プロパティ株式会社	1,000 千円	100.0 %	CREソリューション
CCF3号特定目的会社	100 千円	60.0 %	CREソリューション

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「全ての企業不動産へのソリューションを通じて、日本の経済・産業に貢献する。」という企業理念を掲げ、CCReB AIを中心とした不動産テックシステムを活用した企業不動産（CRE）へのソリューション提供及び不動産テックシステムの開発・販売を行っております。

当社グループは、CREソリューションに関するビジネスと不動産テックビジネスとが有機的に一体となりCREに関する事業を運営しているため、CREソリューション事業の単一セグメントではありますが、「CREソリューションビジネス」、「不動産テックビジネス」の２つのビジネスを展開しております。

セグメント	ビジネス区分	概要
CRE ソリューション事業	CREソリューション	不動産テックシステムを活用したCREに関するワンストップソリューションサービスの提供 （主なサービス） ・CREアドバイザリー ・CREファンド組成 ・バランスシートを活用した不動産投資 ・バランスシートを活用した不動産賃貸 ・プロジェクトマネジメント ・不動産仲介
	不動産テック	導入企業のCRE営業に関する業務効率向上、デジタルトランスフォーメーション（DX）に資する不動産テックシステム等のサブスクリプションサービスの提供 （主な不動産テック製品・サービス） ・CCReB AI ・CCReB CREMa ・CCReB GATEWAY

(8) 主要な営業所

① 当社

本社：東京都千代田区

(注) 当社は、2026年9月1日付で本社所在地を東京都千代田区から東京都中央区に変更しております。

② 子会社 ククレブ・マーケティング株式会社（本社：東京都千代田区）
各務原プロパティ株式会社（本社：東京都千代田区）
CCF3号特定目的会社（本社：東京都中央区）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
18（4）名	3名増 （3名増）

(注) 従業員数は就業人数（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数(パートタイマー、出向社員、人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18 （4）名	3名増 （3名増）	39.8歳	2.5年

(注) 1．従業員数は就業人数（正社員及び契約社員）であり、臨時雇用者数(パートタイマー、出向社員、人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2．平均年齢、平均勤続年数は、正社員及び契約社員のみで算定しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	771,425千円
株式会社みずほ銀行	560,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	50,000千円

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　13,850,000株

（2）発行済株式の総数　　5,189,960株（自己株式40,637株を含む）

（3）株主数　　3,714名

（4）大株主上位10名

株　　主　　名	持株数（株）	持株比率（%）
宮寺之裕	1,493,000	28.99
株式会社フィールド・パートナーズ	404,091	7.85
TMTホールディングス株式会社	255,000	4.95
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	152,151	2.95
エムエル・エステート株式会社	137,419	2.67
合同会社ステルラ	131,000	2.54
地主株式会社	108,400	2.11
高野文宏	100,000	1.94
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND	93,600	1.82
株式会社シーアールイー	90,000	1.75

（注）1．持株比率は、自己株式（40,637株）を控除し、小数点第３位を四捨五入して表示しております。
2．TMTホールディングス株式会社は、当社代表取締役である宮寺之裕氏が全ての株式を保有する資産管理会社です。

3．会社の新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項

決議年月日	2022年７月１日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社新株予約権の受託者（注１）
新株予約権の数（個）	346,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　346,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	550
新株予約権の行使期間	2023年12月１日から2032年７月５日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　555 資本組入額　277.5
新株予約権の行使の条件	（注３）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

（注）１．本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

２．本新株予約権は、新株予約権１個につき５円で有償発行しております。

３．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①　新株予約権者は、2023年８月期から2025年８月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書。以下同様）に記載された売上高が、800百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概要に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

② 上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

（a）550円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当社株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く）

（b）550円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価とは異なる価格に設定されて発行された場合を除く）

（c）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、550円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く）

（d）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が550円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

④ 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部または一部を第三者に対して売却する場合（当社の普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を除く。）もしくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部または一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、これらに該当する直前に手続き上の観点から事前に新株予約権の権利行使する必要がある場合等正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。

⑥　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
⑦　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。

4．新株予約権の取得に関する事項
①　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
②　新株予約権者が権利行使をする前に、（注３）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

5．2025年７月14日開催の取締役会の決議において、指定した当社の役職員及び業務委託先に対して197,223個が交付されており、当事業年度末日における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役２名、当社監査役１名、当社従業員10名、業務委託先1社となっております。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
宮寺　之裕	代表取締役	ククレブ・マーケティング株式会社　代表取締役 各務原プロパティ株式会社　代表取締役
小室　仁	取締役	取締役常務執行役員　営業本部長 ククレブ・マーケティング株式会社　取締役 各務原プロパティ株式会社　取締役
玉川　和信	取締役	取締役執行役員　コーポレート本部長
髙橋　崇晃	取締役	株式会社KNEAD　代表取締役 株式会社カタパット　代表取締役 株式会社SIRE　社外取締役
岡崎　茂一	常勤監査役	
川口　幸作	監査役	弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所 ログリー株式会社　取締役監査等委員 ジェイファーマ株式会社　取締役監査等委員
鈴木　雅也	監査役	鈴木雅也公認会計士事務所 株式会社コアコンセプト・テクノロジー　取締役監査等委員

（注）1．取締役髙橋崇晃氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
2．監査役岡崎茂一氏、川口幸作氏及び鈴木雅也氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。
3．当社は、取締役髙橋崇晃氏、監査役岡崎茂一氏、川口幸作氏及び鈴木雅也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役鈴木雅也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5．監査役川口幸作氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものです。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役髙橋崇晃氏、社外監査役岡崎茂一氏、社外監査役川口幸作氏及び社外監査役鈴木雅也氏は、会社法第427条第１項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者が法令違反であることを認識して行った行為に起因する損害等は補填の対象外とするなど、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2025年10月24日開催の取締役会において、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として、取締役に関する「役員報酬の決定に関する基本方針」を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること並びに報酬諮問委員会の答申が尊重されていることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

ア．基本方針

取締役の報酬は、中長期にわたる企業価値の持続的な向上を図ることを重視し、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）及び中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しております。なお、社外取締役については、その職務における独立性を考慮し、基本報酬のみとしております。

イ．基本報酬（金銭報酬）の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び職責、当社への業績貢献度、在任年数、他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定しております。社外取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責及び責任並びに他社水準等を勘案して決定しております。

ウ．非金銭報酬等の決定方針

譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役を除く。）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値共有を目的として支給し、その具体的な付与数は、各取締役の役位及び職責等を踏まえて決定し、毎年一定の時期に付与するものとしております。

エ．取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等については、代表取締役が、各取締役の基本報酬の額、非金銭報酬の額及びその割合を総合的に勘案して報酬原案を作成し、取締役会の諮問機関である任意の報酬諮問委員会の審議・答申を受けたうえで、取締役会が決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年11月24日開催の第５回定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は５名です。

また、2025年11月27日開催の第７回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、上記金銭報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給する当社普通株式又は金銭債権の総額を年額50百万円以内、発行又は処分する当社普通株式の総数を年15,000株以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は３名です。

監査役の報酬限度額は、2022年11月25日開催の第４回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は３名です。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	115 （4）	115 （4）	—	—	4 （1）
監査役 （うち社外監査役）	17 （17）	17 （17）	—	—	3 （3）

（注）１．役員に対する報酬については、すべて基本報酬（固定の月額報酬）のみで構成されております。
２．当事業年度末現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）、監査役は３名（うち社外監査役３名）であります。

(6) 社外役員に関する事項

ア．重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	髙橋　崇晃	株式会社KNEAD　代表取締役 株式会社カタパット　代表取締役 株式会社SIRE　社外取締役
社外監査役	岡崎　茂一	
社外監査役	川口　幸作	弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所 ログリー株式会社　取締役監査等委員 ジェイファーマ株式会社　取締役監査等委員
社外監査役	鈴木　雅也	鈴木雅也公認会計士事務所 株式会社コアコンセプト・テクノロジー　取締役監査等委員

（注）上記に記載した会社と当社との間には特別な関係はありません。

イ．主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	髙橋　崇晃	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回の全てに出席いたしました。上場企業での役員経験からの幅広い見識に基づき適宜発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしております。
社外監査役	岡崎　茂一	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回及び監査役会17回のうち17回の全てに出席いたしました。大手不動産事業会社における不動産及びCREビジネスへの豊富な知識と経験から、取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
社外監査役	川口　幸作	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回及び監査役会17回のうち17回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
社外監査役	鈴木　雅也	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回及び監査役会17回のうち17回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

HLB ESネクスト有限責任監査法人

(注) ESネクスト有限責任監査法人は2026年10月１日付で、名称をHLB ESネクスト有限責任監査法人に変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,600千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、当社は公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成を委託し対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と会計監査人との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の遂行に支障がある等の場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当該基本方針の概要

当社は、日常の管理業務において、社内規程に則り牽制機能を働かせながら業務を行うほか、稟議規程及び職務権限表（以下「稟議規程等」といいます。）に応じた決裁権限を適切に行使することで、各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行しております。

なお、当社は2023年11月24日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を決議しております。その基本方針は、以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月に１回開催することとし、取締役間の情報共有を図ることとする。また、コンプライアンス担当責任者が委員長を務め、代表取締役、取締役、本部長、外部専門家により構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、コンプライアンス・プログラムを策定のうえ、従業員への教育を行うことなど、コンプライアンスの強化を計画的に遂行する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ．リスク管理規程に基づいて業務を遂行する上でのリスクを積極的に予見し、適切に評価することによって、また、有事の際には代表取締役がリスク管理統括責任者となり、コンプライアンス・リスク管理委員会を組織した上で迅速に対応する体制を整備する。

ⅱ．各種連絡会議や経営会議等の会議体において重要事項を適時に共有し、リスクへの対応を迅速に行う体制を構築する。

ⅲ．内部監査担当者による内部監査がリスクを早期に識別し、解消を図るための自浄作用の機能を果たすものとする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ．組織規程、稟議規程、職務権限表等により取締役の権限と責任や重要会議体への報告義務を負う範囲等を明確化し、取締役の職務の執行が効率的に行われるように職務を分掌する。

ⅱ．重要事項については経営会議において事前に共有のうえ協議し、取締役会における迅速かつ適正な意思決定を推進する。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．子会社の事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するため、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、特定の事項については、子会社より事前に報告させ、当社にて事前の承認を行う体制とする。

ⅱ．当社の監査役及び内部監査室が子会社の監査を行い、子会社の業務が適正に行われているか確認・指導を行うものとする。

ⅲ．当社が定める「関係会社管理規程」及び子会社の稟議規程等により、当社及びその子会社の取締役の権限と責任や重要会議体への報告義務を負う範囲等を明確化し、当社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるように職務を分掌する。

ⅳ．当社及び子会社の重要事項については当社経営会議において事前に共有のうえ協議し、子会社及び当社の迅速かつ適正な意思決定を推進する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ．現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査役と協議のうえで同使用人を配置することができるものとする。

ⅱ．使用人を設置する場合には、同使用人の監査役補助業務については監査役の指揮命令系統下に入るものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。

ⅲ．監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役からの指名により決定し、同使用人の人事異動及び考課については監査役の同意を得ることとする。

⑦　当社並びにその子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

ⅰ．当社並びにその子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、当社の監査役に速やかに報告することとする。

ⅱ．常勤監査役は当社の各種連絡会議及び経営会議に出席し、また、各監査役は月に１回開催される当社取締役会に出席することにより、取締役及び使用人が重要な事項を報告することができる体制を整備する。

⑧　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、不当な扱いを行うことを禁止し、また、懲戒その他の不利益処分の対象になることがないことを周知徹底するものとする。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役の職務の執行に関する費用等について請求があった場合には、当該請求が監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じるものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ．代表取締役と監査役は適宜意見交換を行っている。

ⅱ．監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる体制とする。

⑪　反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

反社会的勢力対応に関する基本方針に基づき、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない方針とする。また、必要に応じて警察や弁護士等の外部の専門機関と連携し、体制の強化を図るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を24回開催し、重要事項の決定等を行い、取締役の業務執行を監督しております。これを通じて、業務の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役会の職務執行について

当事業年度において監査役会を17回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき内部統制システムを通じて監査を実施しております。取締役会及び重要な会議への出席や、各部門に対するヒアリング、代表取締役、会計監査人や内部監査担当者との間で定期的に情報交換を行うことなどで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備状況並びにその運用状況を確認しております。

③ 当社における業務の適正の確保について

諸規程に基づき、稟議申請等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の重要な会議での報告を義務とするなど業務の適正性を確保しております。また、内部監査担当者が、当社のすべての部門に対して内部監査を実施しております。

④ コンプライアンス・リスク管理について

ⅰ. コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について協議を行い、具体的な対応を検討しております。

ⅱ. 社内の通報体制の窓口を整備し、すべての取締役および使用人に対して告知等を行うことで周知を図るとともに、通報される事案に対応することとしております。

ⅲ. 情報セキュリティの強化、およびその効率化を一層推進するため、管理部門において、対処すべき課題の分析と体系化を通じて、全社的な対策の実施と有用性の検証等を行っております。

ⅳ. 取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をしております。また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力の情報収集に係る取組みを継続的に実施しております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第１項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、当社は現在成長過程にあることから、ビジネスチャンスを逸することなく収益基盤の多様化や収益力強化のための事業資金としての活用を最優先としつつ、財務基盤強化のための内部留保も充実させることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後の配当政策の基本方針としましては、当社の業績や財務状況、事業環境等を総合的に勘案し、株主利益の最大化と内部留保のバランスを図りながら検討していく方針です。

当社の剰余金の配当は、年１回の期末配当（８月31日基準日）の実施を基本的な方針としております。また、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。この方針に基づき、当連結会計年度につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案した普通配当１株につき30円の期末配当を実施することを予定しております。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は19.8%となる予定です。

内部留保金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の拡大発展と効率化の実現のための資金として、有効に活用してまいります。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,801,909	流動負債	1,088,289
現金及び預金	3,035,544	買掛金	36,952
売掛金及び契約資産	204,440	短期借入金	610,000
販売用不動産	1,352,145	1年内返済予定の長期借入金	38,100
営業投資有価証券	75,000	未払金	23,265
前払費用	89,323	未払法人税等	285,785
その他	45,455	契約負債	52,309
		賞与引当金	25,700
固定資産	2,468,267	その他	16,177
有形固定資産	2,014,807		
建物及び構築物	781,581	固定負債	879,208
機械装置及び運搬具	85	長期借入金	733,325
工具、器具及び備品	1,200	その他	145,883
土地	1,202,566	負債合計	1,967,497
建設仮勘定	29,374		
		(純資産の部)	
無形固定資産	27,443	株主資本	5,301,796
その他	27,443	資本金	1,847,027
		資本剰余金	1,848,627
投資その他の資産	426,017	利益剰余金	1,628,490
敷金	122,455	自己株式	△22,350
従業員に対する長期貸付金	123,616		
役員に対する長期貸付金	41,725		
保険積立金	47,439	新株予約権	883
繰延税金資産	50,397		
その他	40,383	純資産合計	5,302,679
資産合計	7,270,177	負債・純資産合計	7,270,177

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,020,497
売上原価		5,204,080
売上総利益		1,816,416
販売費及び一般管理費		672,039
営業利益		1,144,376
営業外収益		
受取利息	7,021	
その他	1,796	8,817
営業外費用		
支払利息	44,739	
支払手数料	17,470	
株式交付費	33,336	95,546
経常利益		1,057,648
特別利益		
固定資産売却益	1,080	1,080
税金等調整前当期純利益		1,058,729
法人税、住民税及び事業税	340,980	
法人税等調整額	△25,510	315,470
当期純利益		743,258
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		743,258

連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	567,710	569,310	979,300	△22,350	2,093,970
当期変動額					
新株の発行	1,279,317	1,279,317			2,558,635
剰余金の配当			△94,068		△94,068
親会社株主に帰属する当期純利益			743,258		743,258
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,279,317	1,279,317	649,189	－	3,207,825
当期末残高	1,847,027	1,848,627	1,628,490	△22,350	5,301,796

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,575	2,095,545
当期変動額		
新株の発行		2,558,635
剰余金の配当		△94,068
親会社株主に帰属する当期純利益		743,258
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△691	△691
当期変動額合計	△691	3,207,134
当期末残高	883	5,302,679

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　3社

連結子会社の名称

ククレブ・マーケティング株式会社

各務原プロパティ株式会社

CCF3号特定目的会社

当連結会計年度において、CCF3号特定目的会社に出資したため、連結の範囲に含めております。

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

CCF3号特定目的会社の決算日は５月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、当該連結子会社の決算日に係る計算書類を使用しております。その他の子会社は当社と同一であります。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……匿名組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、匿名組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、その損益のうち当社グループに帰属する持分相当額を純額で「売上高」又は「売上原価」に計上するとともに「営業投資有価証券」又は「投資有価証券」を加減する方法。その他の市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法。

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産　　…定率法

ただし、建物、建物附属設備は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～36年
機械装置	6年
工具、器具及び備品	4～6年

無形固定資産　　…定額法

なお、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要なサービスは、不動産テック、CREソリューション業務に区分され、それぞれのサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①不動産テック

当該業務に係る主たるサービスは、当社グループ開発の不動産の情報ツールを顧客に対してサブスクリプション方式により提供しております。当該業務については、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

②CREソリューション

当該事業に係る主たるサービスは以下のとおりであり、それぞれサービスの区分に応じて以下のとおり収益を認識しております。

当該業務に関しては、顧客との契約に基づき、当社が提供するサービスを履行義務として識別しており、それぞれの履行義務を充足する時点は以下のとおりであります。

(イ) 不動産に係るコンサルティング業務
　当該業務については、契約期間にわたるコンサルティング業務とそれ以外のコンサルティング業務に区分されます。
　契約期間にわたるコンサルティング業務については、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。
　それ以外のコンサルティング業務については契約に基づく役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。

(ロ) 不動産売買、賃貸の仲介業務
　当該業務については、顧客との媒介契約に基づき、不動産の売買又は賃貸に係る仲介業務を提供しております。当該履行義務は、通常、物件が引き渡される一時点で充足されるものと判断しており、当該引渡し時点において収益を認識しております。なお、契約内容により、売買契約又は賃貸借契約の成立をもって仲介業務に係る役務の提供が完了する取引については、当該契約成立時点で履行義務が充足されるものと判断し、同時点において収益を認識しております。
(ハ) プロジェクトマネジメントサービス業務
　当該業務については、契約期間にわたり継続的に役務を提供するプロジェクトマネジメントサービス業務と、工事・開発等のプロジェクトの進捗に応じて役務を提供するプロジェクトマネジメントサービス業務に区分されます。
　契約期間にわたり継続的に役務を提供するプロジェクトマネジメントサービス業務については、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。
　工事・開発等のプロジェクトの進捗に応じて役務を提供するプロジェクトマネジメントサービス業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度（進捗度の見積りは原価比例法）に基づき収益を認識しております。

(ニ) アセットマネジメントサービス業務
　当該業務については、契約期間にわたるアセットマネジメントサービス業務とそれ以外のアセットマネジメントサービス業務に区分されます。
　契約期間にわたるアセットマネジメントサービス業務については、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。
　それ以外のアセットマネジメントサービス業務については契約に基づく役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。

(ホ) 不動産売買取引
　当該業務については、顧客との不動産売買契約に基づき、物件を顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されると判断しており、顧客へ物件を引き渡した時点で収益を認識しております。

（ヘ）不動産の賃貸収益
企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い会計処理をしており、その賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記
翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

追加情報
（資産の保有目的の変更）
賃貸等不動産の一部について、賃貸等不動産から販売用不動産へ保有目的を変更したことに伴い、有形固定資産に計上されていた、建物19,210千円及び土地536,926千円を販売用不動産へ振替えております。

連結貸借対照表に関する注記
1．担保に供している資産及び担保に係る債務
（1）担保に供している資産

販売用不動産	794,382千円
建物及び構築物	393,193千円
土地	1,202,566千円

（2）担保に係る債務

短期借入金	500,000千円
１年内返済予定の長期借入金	38,100千円
長期借入金	733,325千円

（注）建物及び構築物には、根抵当権（極度額40,000千円）を設定しておりますが、担保付債務はありません。
2．有形固定資産の減価償却累計額　68,058千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記
1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式　5,189,960株
2．配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	94,068	22.00	2025年８月31日	2025年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月27日定時株主総会(予定)	普通株式	利益剰余金	154,479	30.00	2026年8月31日	2026年11月30日

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　176,777株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ増資や銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。従業員に対する長期貸付金及び役員に対する長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社オフィス、土地及び建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね3か月以内の支払期日であります。未払金は、主に経費関係のもので概ね3か月以内に支払期限が到来するものであります。借入金のうち短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は、主に販売用不動産や賃貸用不動産の取得のためのものであり、それぞれ金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金及び契約資産、敷金について、社内規程に従い、取引先の信用調査及び状況確認を定期的に行い、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、取引先別に回収期日管理及び残高管理を行っております。従業員に対する長期貸付金及び役員に対する長期貸付金は、信用リスクに晒されておりますが、社内規程に基づき、適切に管理しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金	122,455	68,423	△54,031
資産計	122,455	68,423	△54,031
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	771,425	771,425	－
負債計	771,425	771,425	－

(*１)「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「従業員に対する長期貸付金」「役員に対する長期貸付金」については、変動金利による貸付であり、市場金利を反映しているため時価が帳簿価額に近似していると考えられ、時価との差額に重要性がないことから記載を省略しております。

(*２) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
営業投資有価証券	75,000

(注１) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	3,035,544	－	－	－
売掛金及び契約資産	204,440	－	－	－
敷金	20,052	8,470	－	93,932
従業員に対する長期貸付金	－	123,616	－	－
役員に対する長期貸付金	－	41,725	－	－
合計	3,260,037	173,812	－	93,932

（注２） 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	610,000	－	－	－	－	－
長期借入金	38,100	38,100	695,225	－	－	－
合計	648,100	38,100	695,225	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	68,423	－	68,423
資産計	－	68,423	－	68,423
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	－	771,425	－	771,425
負債計	－	771,425	－	771,425

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、山口県その他の地域において、賃貸用の工場用建物等（土地を含む。）を有しております。

2026年８月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は77,768千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	期首残高	304,237
	期中増減額	1,709,283
	期末残高	2,013,521
期末時価		2,093,419

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
２．期中増減額は、主に当社が取得した賃貸用の土地及び建物の取得による増加（2,265,010千円）、賃貸用の土地及び建物の販売用不動産への振替による減少（556,136千円）及び減価償却費による減少（28,963千円）であります。
３．期末時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	CREソリューションビジネス	不動産テックビジネス	合計
顧客との契約から生じる収益	4,704,991	196,922	4,901,914
その他の収益	2,118,582	－	2,118,582
外部顧客への売上高	6,823,574	196,922	7,020,497

（注）「その他の収益」は企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等及び企業会計基準委員会移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」に基づく売却収益が含まれております。

２．収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　３．会計方針に関する事項　（４）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,029.61円
１株当たり当期純利益	151.86円

重要な後発事象に関する注記

（多額な資金の借入）

１．当社は、販売用不動産の取得資金の一部として、2026年９月25日開催の取締役会において、以下のとおり資金の借入について決議しました。

(1) 借入先	株式会社山梨中央銀行
(2) 借入金額	1,146百万円
(3) 借入実行日	2026年11月６日（予定）
(4) 利率	変動金利（基準金利＋スプレッド）
(5) 返済期日	2027年11月５日（予定）
(6) 返済方法	期日一括
(7) 担保	有
(8) 財務制限条項の有無	無

２．当社の連結子会社であるCCF3号特定目的会社は、物流施設開発プロジェクトの開発資金の調達のため、以下のとおり資金の借入を実行いたしました。当該借入については、開発物件の進捗状況に応じて段階的に３回に区分され借入が実行される予定であります。

なお、当該事象については、当社グループの決算日以前に発生した事象であるものの、連結子会社であるCCF3号特定目的会社は５月決算であり、連結計算書類等の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しているため、当該影響が当連結会計年度の連結計算書類等には含まれておりません。

(1) 借入先	株式会社肥後銀行
(2) 借入金額及び借入予定額	①第１回　150百万円 ②第２回　999百万円 ③第３回　3,230百万円 合計　4,380百万円
(3) 借入実行日及び実行予定日	①第１回　2026年８月31日 ②第２回　2027年６月30日 ③第３回　2027年11月30日
(4) 利率	変動金利（基準金利＋スプレッド）
(5) 返済期日	2029年８月31日 但し、借入金融機関の承諾を条件に返済期日を2030年８月31日まで延長することができます。
(6) 返済方法	期日一括
(7) 担保	有
(8) 財務制限条項の有無	無

3．当社は、販売用不動産の取得資金の一部として、2026年10月15日開催の取締役会において、以下のとおり資金の借入について決議しました。
　なお、下記の借入①は、借入②の実行までのつなぎ融資として実行するものであり、借入②の実行と同時に借入①を返済する予定です。

借入①

(1) 借入先	株式会社三菱UFJ銀行
(2) 借入金額	3,200百万円
(3) 借入実行日	2026年10月28日（予定）
(4) 利率	変動金利（基準金利＋スプレッド）
(5) 返済期日	2026年12月１日（予定）
(6) 返済方法	期日一括
(7) 担保等の有無	有
(8) 財務制限条項の有無	無

借入②

(1) 借入先	株式会社三菱UFJ銀行
(2) 借入金額	3,180百万円
(3) 契約締結日	2026年12月１日（予定）
(4) 借入実行日	2026年12月１日（予定）
(5) 利率	変動金利（基準金利＋スプレッド）
(6) 返済期日	2029年10月27日（予定）
(7) 返済方法	元金均等分割返済（月額約13百万円）、残額は返済期日に一括返済
(8) 担保等の有無	有
(9) 財務制限条項の有無	① 2027年８月期以降の各決算日時点の連結純資産額につき、2026年８月期の連結純資産額の75%以上を維持すること。 ② 2027年８月期以降の各決算日時点の連結経常利益につき、２期連続で赤字としないこと。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,216,928	流動負債	1,082,871
現金及び預金	2,386,145	買掛金	36,339
売掛金及び契約資産	198,273	短期借入金	610,000
販売用不動産	1,352,145	1年内返済予定の長期借入金	38,100
営業投資有価証券	75,000	未払金	20,692
前払費用	78,497	未払法人税等	285,651
関係会社短期貸付金	80,000	契約負債	50,263
その他	46,865	賞与引当金	25,700
		その他	16,123
固定資産	2,988,885	固定負債	876,039
有形固定資産	1,941,745	長期借入金	733,325
建物	738,485	その他	142,714
工具、器具及び備品	693		
土地	1,202,566	負債合計	1,958,910
無形固定資産	33,169	(純資産の部)	
ソフトウエア	24,383	株主資本	5,246,019
ソフトウエア仮勘定	8,785	資本金	1,847,027
		資本剰余金	1,848,627
投資その他の資産	1,013,970	資本準備金	1,847,027
関係会社株式	11,000	その他資本剰余金	1,600
その他の関係会社有価証券	600,000	利益剰余金	1,572,713
敷金	100,978	その他利益剰余金	1,572,713
従業員に対する長期貸付金	123,616	繰越利益剰余金	1,572,713
役員に対する長期貸付金	41,725	自己株式	△22,350
保険積立金	47,439	新株予約権	883
繰延税金資産	48,827		
その他	40,383	純資産合計	5,246,903
資産合計	7,205,813	負債・純資産合計	7,205,813

損　益　計　算　書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		6,917,729
売上原価		5,097,806
売上総利益		1,819,923
販売費及び一般管理費		674,918
営業利益		1,145,005
営業外収益		
受取利息	8,005	
その他	1,796	9,801
営業外費用		
支払利息	44,739	
支払手数料	17,470	
株式交付費	33,336	95,546
経常利益		1,059,261
特別利益		
固定資産売却益	1,080	1,080
税引前当期純利益		1,060,341
法人税、住民税及び事業税	340,800	
法人税等調整額	△26,690	314,109
当期純利益		746,232

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	567,710	567,710	1,600	569,310
事業年度中の変動額				
新株の発行	1,279,317	1,279,317		1,279,317
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	1,279,317	1,279,317	－	1,279,317
当期末残高	1,847,027	1,847,027	1,600	1,848,627

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	920,549	920,549	△22,350	2,035,219	1,575	2,036,795
事業年度中の変動額						
新株の発行				2,558,635		2,558,635
剰余金の配当	△94,068	△94,068		△94,068		△94,068
当期純利益	746,232	746,232		746,232		746,232
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					△691	△691
事業年度中の変動額合計	652,164	652,164	－	3,210,799	△691	3,210,108
当期末残高	1,572,713	1,572,713	△22,350	5,246,019	883	5,246,903

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及びその他の関係会社有価証券…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……匿名組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、匿名組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、その損益のうち当社に帰属する持分相当額を純額で「売上高」又は「売上原価」に計上するとともに「営業投資有価証券」又は「投資有価証券」を加減する方法。
その他の市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　　…定率法

ただし、建物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　６～36年

工具、器具及び備品　　４～５年

無形固定資産　　…定額法

なお、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の主要なサービスは、不動産テック、CREソリューションに区分され、それぞれのサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 不動産テック

当該業務に係る主たるサービスは、当社開発の不動産の情報ツールを顧客に対してサブスクリプション方式により提供しております。当該業務については、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(2) CREソリューション

当該事業に係る主たるサービスは、それぞれサービスの区分に応じて以下のとおり収益を認識しております。当該業務に関しては、顧客との契約に基づき、当社が提供するサービスを履行義務として識別しており、それぞれの履行義務を充足する時点は以下のとおりであります。

① 不動産に係るコンサルティング業務

当該業務については、契約期間にわたるコンサルティング業務とそれ以外のコンサルティング業務に区分されます。

契約期間にわたるコンサルティング業務については、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

それ以外のコンサルティング業務については契約に基づく役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。

② 不動産売買、賃貸の仲介業務

当該業務については、顧客との媒介契約に基づき、不動産の売買又は賃貸に係る仲介業務を提供しております。当該履行義務は、通常、物件が引き渡される一時点で充足されるものと判断しており、当該引渡し時点において収益を認識しております。なお、契約内容により、売買契約又は賃貸借契約の成立をもって仲介業務に係る役務の提供が完了する取引については、当該契約成立時点で履行義務が充足されるものと判断し、同時点において収益を認識しております。

③ プロジェクトマネジメントサービス業務

当該業務については、契約期間にわたり継続的に役務を提供するプロジェクトマネジメントサービス業務と、工事・開発等のプロジェクトの進捗に応じて役務を提供するプロジェクトマネジメントサービス業務に区分されます。

契約期間にわたり継続的に役務を提供するプロジェクトマネジメントサービス業務については、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

工事・開発等のプロジェクトの進捗に応じて役務を提供するプロジェクトマネジメントサービス業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度（進捗度の見積りは原価比例法）に基づき収益を認識しております。

④　アセットマネジメントサービス業務
　当該業務については、契約期間にわたるアセットマネジメントサービス業務とそれ以外のアセットマネジメントサービス業務に区分されます。
　契約期間にわたるアセットマネジメントサービス業務については、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。それ以外のアセットマネジメントサービス業務については契約に基づく役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。

⑤　不動産売買取引
　当該業務については、顧客との不動産売買契約に基づき、物件を顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されると判断しており、顧客へ物件を引き渡した時点で収益を認識しております。

⑥　不動産の賃貸収益
　企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い会計処理をしており、その賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

(3) 経営指導
　当該業務に係る主たるサービスは、子会社との経営指導契約に基づき行われる子会社への管理指導業務であります。当該業務については、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記
翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

追加情報
(資産の保有目的の変更)
　賃貸等不動産の一部について、賃貸等不動産から販売用不動産へ保有目的を変更したことに伴い、有形固定資産に計上されていた、建物19,210千円及び土地536,926千円を販売用不動産へ振替えております。

貸借対照表に関する注記
1．担保に供している資産及び担保に係る債務
(1) 担保に供している資産

販売用不動産	794,382千円
建物	350,098千円
土地	1,202,566千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	38,100千円
長期借入金	733,325千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　54,840千円

3．関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	7,214千円
短期金銭債務	3,762千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	28,941千円
仕入高等	73,387千円
営業取引以外の取引高	1,103千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　40,637株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	18,775千円
減価償却超過額	9,035 〃
販売用不動産減価償却費否認	5,205 〃
賞与引当金	8,100 〃
敷金償却	2,285 〃
ゴルフ会員権評価損	3,065 〃
経費否認	286 〃
未払費用	1,296 〃
一括償却資産	401 〃
株式報酬費用	217 〃
繰延消費税	158 〃
繰延税金資産合計	48,827千円

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記　4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

関連当事者との取引に関する注記

1．子会社

(単位：千円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	各務原プロパティ株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任 経営指導等	資金貸借取引	30,000	関係会社短期貸付金	80,000
				利息の受取	1,103	未収入金	133

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．各務原プロパティ株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2．役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員	小室　仁	被所有 直接 1.33%	当社取締役	新株予約権の行使（注1）	37,950	－	－
				資金の貸付（注2） 資金の返済	24,200 24,200	－	－
				利息の受取	53	－	－
役員	玉川　和信	被所有 直接 0.54%	当社取締役	新株予約権の行使（注1）	13,750	－	－
				資金の貸付（注2）	41,725	役員に対する長期貸付金	41,725
				利息の受取	141	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．2025年７月14日開催の当社取締役会の決議により付与された新株予約権の当事業年度における行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。

2．役員に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、本貸付により借入人が取得した当社株式を、担保として受け入れております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,018.78円
１株当たり当期純利益	152.47円

重要な後発事象に関する注記

（多額な資金の借入）

当社は、販売用不動産の取得資金の一部として、2026年９月25日開催の取締役会及び2026年10月15日開催の取締役会において、資金の借入について決議しました。

なお、当該借入の詳細については、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月20日

ククレブ・アドバイザーズ株式会社
取 締 役 会　　御 中

HLB ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　根　岸　大　樹
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　青　木　　淳

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ククレブ・アドバイザーズ株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ククレブ・アドバイザーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月20日

ククレブ・アドバイザーズ株式会社
　取 締 役 会　　御 中

HLB ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　根　岸　大　樹
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　青　木　　淳

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ククレブ・アドバイザーズ株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２５年９月１日から２０２６年８月３１日までの第８期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、管理部門、内部監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業状況の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．後発事象

該当事項はありません。

2026年10月21日

ククレブ・アドバイザーズ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　岡崎　茂一　㊞

社外監査役　川口　幸作　㊞

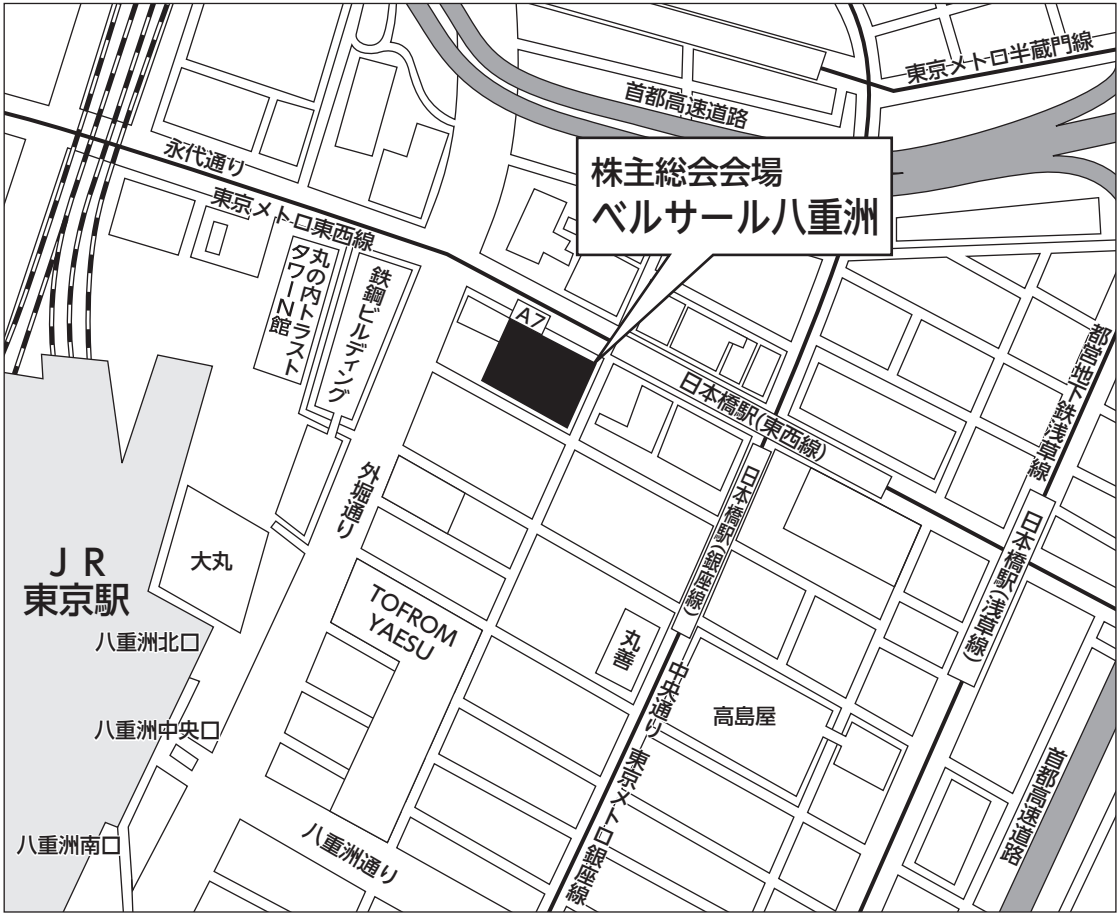
社外監査役　鈴木　雅也　㊞

株主総会会場ご案内図

会　場

東京都中央区八重洲一丁目３番７号　八重洲ファーストフィナンシャルビル３階

ベルサール八重洲「Room 2・3」



交　通

「日本橋駅」A7出口　直結（東西線・銀座線・浅草線）

「東 京 駅」八重洲北口徒歩４分（JR線）

UD FONT